

平成30年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者の皆様へ

中小企業庁 平成30年度予備費予算 被災地域販路開拓支援事業

小規模事業者持続化補助金

平成30年7月豪雨により、事業用資産が直接被災した、もしくは、売上減の間接被害が生じた、被災地域1府10県の小規模事業者を対象に、

➤ 早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、**経営計画に基づいて実施する販路開拓**の取り組みに対し

200万円または**100万円**を上限とする補助金
(補助率:2/3)が出ます。

- ・補助対象者は、平成30年7月豪雨にかかる災害救助法適用市町村のある1府10県(岐阜・京都・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・福岡)に所在する、同豪雨災害の被害を受けた小規模事業者。
- ・岡山・広島・愛媛の3県の事業者は上限200万円、他1府7県の事業者は上限100万円。
- ・複数の事業者が共同で申請することも可能。この場合、上限は200万円～1000万円または2000万円。*連携小規模事業者の所在地や事業者数により異なります(詳細は公募要領を参照)。
- ・申請書類に基づく審査の結果、採択を受けた事業者が補助金交付の対象となります。

➤ 補助金交付決定日から遡って**平成30年6月28日以降**に発生した費用についても補助対象経費に計上可能です。

(注) 当該費用による取組が、補助事業計画に盛り込まれていることが必要。

➤ 経営計画や補助事業計画の作成、販路開拓の実施にあたって、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

《対象となる取組の一例》

- ・店舗再建の間の売上確保と常連客の維持のために、移動販売車を導入してケータリング事業を開始
- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装器を導入
- ・営業再開と更なる顧客の獲得に向け、店舗スペースの土砂撤去やバリアフリー化改修を実施
- ・営業再開を知らせるチラシを作成・配布

【注意】本補助金の支援対象は販路開拓の取組であり、事業再建・販路開拓とは関係のない復旧、買い替え費用に対する補助ではありません。

お問い合わせ先 京都商工会議所 中小企業経営支援センター 各支部

北区・左京区担当:	洛北支部	TEL701-0349	北大路通高木町交差点すぐ
右京区・西京区担当:	洛西支部	TEL314-8771	阪急西院駅近く
南区・伏見区担当:	洛南支部	TEL611-7085	京阪丹波橋駅すぐ
上記以外:	洛央支部	TEL212-6460	地下鉄丸太町駅すぐ

申請書類の提出先 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-1691 [9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

※お問い合わせの際には「**30年度予備費**」とお伝えください。

URL:<http://h3007.jizokukahojokin.info/>

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

- ①岡山県・広島県・愛媛県に所在する、平成30年7月豪雨により
直接の被害または売上減の間接的な影響を受けた小規模事業者
- ②岐阜県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・山口県・高知県・福岡県に所在する、
平成30年7月豪雨により直接の被害を受けた小規模事業者

※小規模事業者とは、常時使用する従業員数が下記条件に合致する商工業者を指します。

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

事業再建に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓のための事業

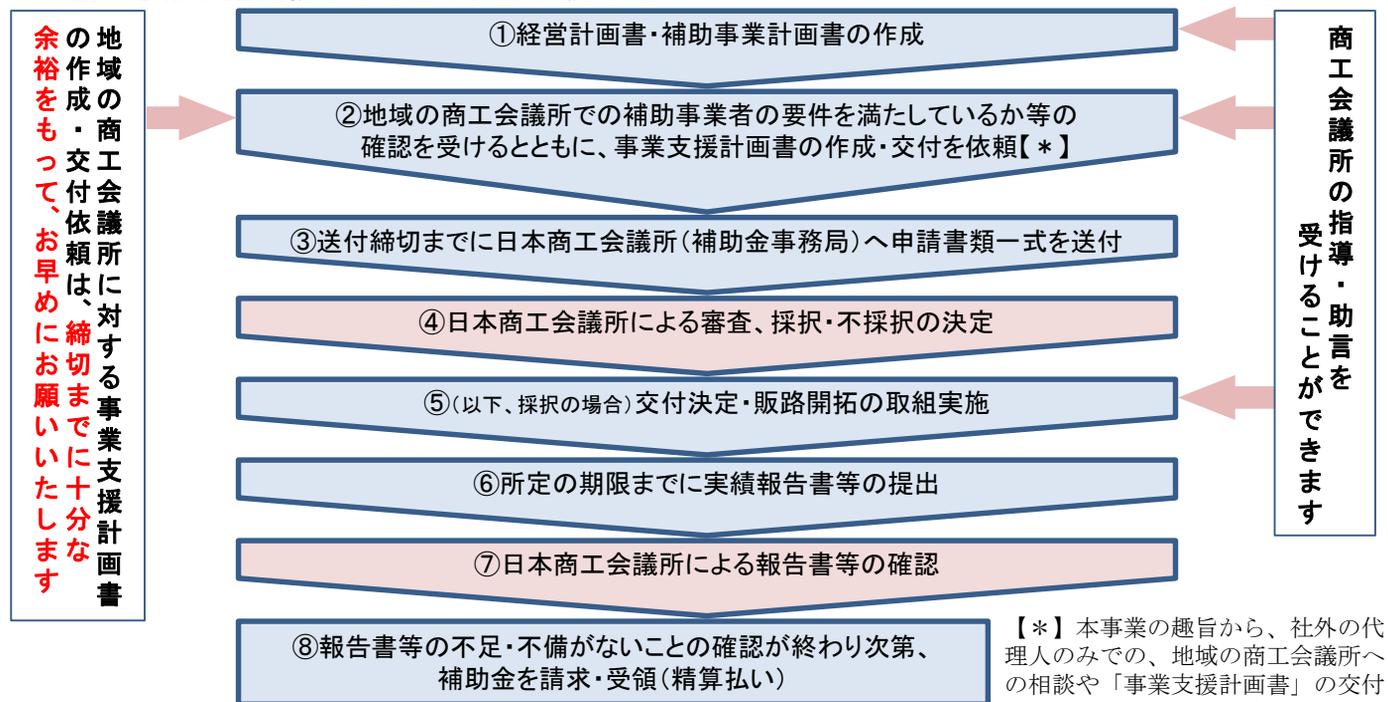
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、
借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 岡山県・広島県・愛媛県:上限200万円 / 前掲の3県を除いた1府7県:上限100万円
*複数の事業者が連携する場合には、上限は200万円～1000万円または2000万円です。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



【注意】商工会の管轄地域で事業を営んでいる事業者は、
全国商工会連合会・各府県商工会連合会の実施する公募の対象です。

◆手続きの期限等

	第1次受付	第2次受付
1. 申請受付開始	平成30年8月21日(火)	
2. 日本商工会議所(補助金事務局)への申請書類一式の送付締切(上記③)	平成30年9月7日(金) 【当日消印有効】	平成30年10月5日(金) 【当日消印有効】
3. 採択結果公表(予定)	平成30年9月末頃	平成30年10月末 ～11月初頭頃
4. 補助事業の実施期限	平成30年6月28日(木)【※特例】 ～平成30年12月31日(月)	